

令和3年9月11日

保護者様

練馬区立北町西小学校

校長 小松田 早苗

令和3年度コロナ禍における給食費臨時措置について

日頃より、学校給食につきましてご協力いただき、感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大の状況下にあつて、学校給食におきましては、安全管理の徹底を図ることはもちろん、食材料の購入などについてなお一層の工夫を重ね、給食費の適正執行に努めております。

例年、長期欠席などで給食を停止する場合は、届け出により給食費を減額しています。4月に配布した「給食費について」に記載のとおり、現在は、届け出後4日目から給食停止および給食再開というルールに基づいて対応させていただいております。

しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染状況や緊急事態宣言延長の動向から、給食停止や給食再開の申し出が多数あり、食材料の発注にも困難を来しております。業者や食材によっては発注後の変更ができず、欠食分も支払いが生じている状況です。

そこで、本年9月からコロナの緊急事態宣言が発出されている期間、給食停止および給食再開の届け出のルールを以下の様に変更させていただきます。

今後も、学校給食の目的である児童・生徒の心身の健全な発達に資するように努力してまいります。保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

コロナ禍における緊急事態宣言期間の臨時措置（9月11日届け出から）

①届け出後、6日目から給食停止および給食再開します。（土日祝日を除く）

上記に基づいて、給食費減額の対応をします。（1食単価×停止食数）

②5食以内の給食停止には、返金の対応はできません。

③急遽、登校再開や給食再開することとなった場合は、弁当持参もしくは午前の授業終了後に下校となります。

④今後、コロナ関連においての学級閉鎖や休校があった場合も同様とします。

⑤給食費減額や返金の時期は、各々の停止期間が確定した後になります。

備考

*一食単価 1年・2年（247円） 3年・4年（261円） 5年・6年（280円）

*移動教室・遠足・社会科見学など、年度当初予定していた行事の中止により、給食数が増えた学年は、2月分に増額するなど調整させていただきます。

*給食停止期間の延長などで返金が生じた場合は引き落とし口座への返金となります。その際、返金手数料（66円）を差し引かせていただきますのでご了承ください。